**風水害時活動マニュアル**

作成日　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

マンション名

**◆ 基本編**

# 活動体制の確立

風水害による被害が予想される場合に、気象情報を見極めつつ、次の基準で活動を行う。

1. **活動開始基準**

次の①②のいずれかにより、今後品川区で天候の悪化が見込まれる場合は、2)の警戒対応メンバー（※）は、 　　　　　　 　　　 に集まり、対応会議を開催する。

　　①　台風の進路が品川区に接近する予想となっている場合や警報級の大雨が予想される場合

　　②　管理組合の理事長もしくは防災委員会が必要と認めた場合

※風水害発生のおそれがある場合、主として対応にあたる、あらかじめ定められたメンバー。
管理組合の理事、防災委員会の委員等。

1. **警戒対応メンバー**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理組合の役職 | 氏名 | 連絡先 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. **活動体制**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 状況 | 活動する単位 | 活動内容 |
| 被害発生前 |  | 協議の結果、予防対策を実施する場合は、警戒対応メンバーが中心となり、他の居住者の協力を得ながら活動を始める。 |

※急激に天候が悪化することもあるため、常に気象情報や避難情報を確認しながら活動し、危険が迫る状況の時には避難を優先する。

**◆ 風水害時　活動の流れ**

* **基本編**

